

【騒音】環境基準の地域類型指定について

環境基準は、環境基本法第16条に基づき「生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。この基準は、環境対策を総合的に実施する上での「行政上の目標」とされており、人にとっての環境の最低限度や最大許容限度といったものとは観念上異なります。

佐賀市における騒音に係る環境基準は、下表のとおり地域類型の指定を行っております。

単位：dB（デシベル）

地域 類型	指 定 地 域	基準値		
		昼間 6：00 ～ 22：00	夜間 22：00 ～ 6：00	
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域	幹線交通を担う道路に近接する空間※1	70	65
	第2種低層住居専用地域	2車線以上の道路に面する地域※2	60	55
	第1種中高層住居専用地域	上記以外の地域	55	45
	第2種中高層住居専用地域			
B	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域	幹線交通を担う道路に近接する空間※1	70	65
	第2種住居地域	2車線以上の道路に面する地域※2	65	60
	準住居地域	上記以外の地域	55	45
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	幹線交通を担う道路に近接する空間※1	70	65
	近隣商業地域	車線を有する道路に面する地域※2	65	60
	商業地域			
	準工業地域	上記以外の地域	60	50
工業地域				

※1 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道で、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

※2 幹線交通を担う道路に近接する場合は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の範囲を除く地域となります。

※3 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分のことをいいます。